

第436回（定例）福崎町議会会議録

平成23年3月24日（木）

午前9時30分 開 会

1. 平成23年3月24日、第436回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

1番	難波靖通	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
		15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程追加 動議
- 日程追加 追加議案の上程、討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする我が国最大級の地震が発生いたしました。海へ海へと引きずられていく車、流れ出す建物、見る見る水没していく住宅街。恐ろしいほど多くの人命が失われています。水の中を逃げるとき、握りしめていた手が離れたきりの妻を捜す男性の姿、「お母さんを捜してください」と泣き叫ぶ少女の姿。痛みも悲しみもはかり知れないほどであります。被災地のために福崎町ができる、あらゆる手をつくしたいと考えています。この大震災にあわれた方々に哀悼の意を表しますとともに、慎んでお見舞い申し上げ、黙禱をささげたいと思います。皆さんご起立ください。  
黙禱。

(黙禱)

ありがとうございます。着席ください。  
会議を始めます前に、資料の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。  
企画財政課長 失礼いたします。  
平成23年度各会計予算の説明書として提出をしております事項別明細書に2カ所修正がございます。  
まず、一般会計の7ページ、8ページをお開き願います。  
町税の固定資産税の右端、説明欄の欄でございますけれども、土地につきまして、課税標準額×税額としておりますが、「税額」ではなく「税率」の誤りでございます。  
それからもう1点は、国民健康保険事業特別会計の55ページをお開き願います。  
項、老人保健拠出金の1行目、「目番号2」となっておりますが、「目番号1」の誤りでございます。  
この2カ所の誤りにつきまして、おわび申し上げますとともに修正方よろしくお願いいたします。  
以上です。  
議 長 それでは付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれ委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。  
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

### 日程第1 総括質疑

議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑に入ります。  
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。  
それでは、ご質疑がございましたらどうぞ。  
3 番 このたびの東日本大震災では未曾有の大津波が発生し、東北から関東の太平洋沿岸で多大の被害となり、多くの人命が奪われるという大災害になりました。被害にあわれた皆様方にはここに慎んでお見舞いを申し上げるところでございます。  
議案23号、平成23年度一般会計予算に関し、お願いをいたします。

本日現在、23年度国家予算関連の成立のめどがたたないところにこの大災害が重なり、災害復旧、復興には莫大な費用がかかると予想されます。報道によりますと、最初から補正予算とか、予算の組み替えとか、いろいろ政府の考え方が載っていますが、実際はどうなるのか、実態がよくわかりません。

このような中で、本町の一般会計の予算ですが、現時点において23年度予算にどのような影響が出ますか。また序章であろうと思われるのか、見解をお伺いしたいと、このように思います。

企画財政課長 ご質問のこのたびの震災復興がどのように影響するのかというところがございますけれども、これを現時点で予測するのは非常に困難でございます。ただ、非常に厳しい国の財政状況の中での復興対策となりますので、相当影響が出てくるのではないかと考えられます。

ご質問にもありましたように、私どもも新聞報道で見る程度しか現在のところございませんが、子ども手当上積み分の減額といったようなことにも財務大臣から言及をされているようなところもございます。また、新年度予算の中で盛り込まれております公共事業費、この配分がどうなっていくのか、震災のほうに回るのかというところも非常に見込みにくいところがございます。そういったところでも影響が出るのではないかと考えられます。

それから地方交付税につきまして、特に特別交付税の中で本来は平成23年度から交付税総額に対する割合が、現在6%なんですけど4%まで段階的に引き下げる予定とされておりましたが、このたびの震災によりまして、この6%が3年間凍結されることが決定されております。そういったところでも影響が出てくるのではないかと考えられます。

現在のところはこういったところかと思えます。

議 長 ほかに。  
1 5 番 それでは、予算書の164ページ、民生費、社会福祉費の委託料の調理業務委託料1,636万8,000円の件についてお伺いしたいと思います。

前回も私は一般質問で一応、この内容についての積算根拠ということで質問させていただいたわけなんですけれども、お答えいただいたのは積算理由であって、根拠、積算の数字がその当時出ておりませんでしたので、この予算に対しまして、このような積算をされた根拠を教えてください前に、また同じく平成24年度から平成26年度の3年間に対しまして5,400万円の計上をしておられると、1年間1,800万円。まず去年のこの業務委託料の決算の数字、なんぼであったかお答えいただきたいと思えますけれども。

健康福祉課長 去年、22年度で申し上げますと、1,636万8,000円でございます。21年度も、21年から22年、23年。この3年間はほぼ同じ額と、3年間で割っております。平成18年から20年、この3年間につきましては、年間に1,380万円となっております。

1 5 番 今言われたのは予算の数字ですか決算の数字ですか。いうことになれば、3年間で割ったからこれはこれでもうそのまま出したから、予算どおりゼロということの数字ですか。

健康福祉課長 これは3年間の契約ということで、3年間ごとの金額を委託料として契約しておりますので、その額の支払いとなります。

1 5 番 それでは18年から20年までは1,380万円、それで前回やったやつが今回は3年間で、1年間に1,638万円という形ですね。そしたらば300万ほど増減なっておりますですね。これの理由は。

健康福祉課長 この調理業務につきましては、役務の提供ということで委託業者の入札とし

ております。その入札の額によって委託料を決定しております。入札の額の範囲はもちろん債務負担行為をしておりますので、限度額を超えない範囲ということでございます。

- 1 5 番 前の説明も聞きました。資料も出ておったのも見ております。入札の状態も前、一般質問で申し上げたとおりでありますけれども、それらはわかっておりますけれども、それではそのいわば1,800万円、今回でいくと1,636万8,000円か、これに対して1,800万円、また差額がございましてけれども、それはそれとしてまず1,800万円の積算根拠、数字的な積算根拠を含んで説明していただきたい。

健康福祉課長 この限度額の積算根拠につきましては、主に人件費に係るものでございまして、必要な人員、6人を充てております。正社員またパートの、必要な人員の人件費、給与そして必要な社会保険料、健康保険料、雇用保険料、厚生年金、それと福利厚生費、健康診査用の検便等の衛生管理費、諸経費を含めて積算したものでございます。

- 1 5 番 それでは細かく、予算ですので聞いていきたいと思っておりますけれども、アルバイト1人の賃金単価、時間給、お示しいただきたいと思っております。

健康福祉課長 アルバイトにつきましては、時間単価800円から850円の積算をしております。

- 1 5 番 アルバイトを6名分の積算でこのような数字になっているということですか。6名分の福利厚生を含んでの、これは人件費ということですから、アルバイト6人で福利厚生も含んでこのような数字、1,800も。失礼しました、1,636万8,000円になるということですか。

健康福祉課長 これは決定額でございまして、入札によってそれぞれ入札、応札する業者が金額を設定して入札をするものでございます。先ほどのアルバイトにつきましては6人ともアルバイトということではございません。もちろん調理師の免許等も必要になってまいります。正社員が3名程度で、そのうち1人が責任者、あと、パートということで、3人程度ということで積算はしております。

- 1 5 番 そうですね、仕様書の3番に現場責任者1名、それから調理員及び調理補助員1名というような形で書いてありますけれども、それも含んで6名の単価でこの金額1,636万8,000円を算出しているということですか。

健康福祉課長 これは役務の入札でございまして、6人で調理ができる可能性があれば6人ですし、その業者が7人採用する場合がありますし、8人採用する場合があります。ただ、債務負担としましては限度額、通常考えられる積算根拠の配置人数を計算をしております。

- 1 5 番 言葉はもう十分理解できます。それではその積算した数字を教えてくださいということをお願いしているんです。一応今、基本ではこの仕様書に対して5,400万円、何やかや1,800万円、それで上げてるのが1,636万8,000円、この分に対しまして、1,636万8,000円に対しまして職員6人、これに対して今、仕様書の中にありますように現場責任者1名、調理員及び調理補助員1名、これを含んでの積算的な数字を教えてくださいということ言うてるんです。予算ですから、あくまでも算出した数字というのがあると思います。あくまでもこれは1,800万円なら1,800万円、割合合せたときの入札であると言いながらでも、自分らはそれで積算してるんやから、その数字。言えば、現場責任者は大体なんぼぐらいできとる、それから調理員及び調理補助員はなんぼぐらいできてる。それでアルバイトなんぼぐらいできてる。それによって福利厚生もついてくるのは十分わかります。事業主負担2分1いうのもわかりますか

ら。そういうのを踏まえて、予算ですので数字で示していただきたい。  
長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 9 時 4 5 分

再開 午前 9 時 4 8 分

◇

議 長 それでは、会議を再開します。

副 町 長 今のご質問であります、それら数字的には積算をしております。しかしながら、土木工事等の設計単価等の関係もございまして、そういうようなものにつづつの対応の公表といったような形はとっておりません。今ありました人員 6 名につきましては、責任者 1 名、それから正社員 2 名、それからパート等で 3 人分といったような形の雇用形態をお願いしているところでありまして、人件費、給食調理員給与、従業員パート分といたしまして、3 年間で約 3, 6 0 0 万円、それら等に合わせる形での社会保険料等で 5 1 0 万円、営業経費等、いわゆる職員に対する福利厚生でありますとか、食事等の自己保険料等で約 1 8 0 万円、これらを足しますと、業務原価といたしまして 4, 2 9 0 万円となっております。それらに、諸経費とともに消費税相当分が入りまして 5, 4 0 0 万円の限度額というような形をとっております。

1 5 番 ちょっと僕もちゃんと見てなかったんですけども、この老人ホームに対する職員の給料などが出ておりましたですね、どこかで。何ページだったかちょっとあれなんですけれども。そうですね、1 6 0 ページですね。職員 2 名分、嘱託・臨時職員 8 名分、この分に対する整合性ですね。いわば、委託するということは今までよりも経済効果を高めるための委託業務やったと思うんですけども、その辺に含めて正職員が、現場責任 1、正職員が 2 のパートが 3、6 名の計算でこのような数字が上がってる、その 1 6 0 ページではこの一般職、これは行 I いうんですか、そういうふうな形の職員やろうと思っておりますけれども、嘱託職員・臨時職員、8 名分して 1, 7 4 0 万 6, 0 0 0 円というような数字ですね、その整合性をもってこれから対処していただきたいと思っております。また、今も教えていただいた数字につきましては、また僕も勉強させていただきまして、福利厚生も含んでですけども、6 月にまたそれなりにお聞きしたいと思っております。

その業務に合わせまして、このハーモナイズ、一番最初の業者につきましては、中国製品を材料として使っていたところがあるということでしたけれども、うちのところでは 1 6 2 ページに賄材料費として 1, 3 4 5 万 9, 0 0 0 円という数字が上がっております。この分につきましては、業者はどういうふうな業者を、これに関連してお聞きしたいと思っておりますけれども。

健康福祉課長 賄材料費につきましては、それぞれ町内業者の入札におきまして搬入をしていただいております。また、地産地消の関係から産業課を通じて現地での野菜等を購入しております。

1 5 番 この部分についてもまた 6 月で詳しく聞きたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

あわせまして、資料のその前のページの福崎町公共交通総合連携計画（仮称）策定業務委託についてでありますけれども、これは前に一般質問させていただきましたけれども、去年でも 3 回お世話になっておりますけれども、時間的にこのような、半年たってからの開催とかいう形で、1 回目 9 月 6 日ですか、それで 1 2 月 7 日、3 月 3 日となっておりますけれども、何も一般質問したからすべてがそうしてくださいではなくて、希望を申し上げたんですけれども、やはり半

年、4月1日から半年たって第1回目が開かれたと、このような状況においてアンケートというのちょっとええかげんなアンケートやったと思うんですけども、この分に対してずれとるんではないかというようなイメージがあるんですけどもね。やっぱり町長が政治生命をかけてこれも発表なさった一つですから、もっとなぜ早くこういうのを開催し、準備ができなかったのかという理由をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 地域公共交通会議につきましては、22年度は3回、資料にございますように9月、12月、3月と開催をしております。当初は、立ち上げという形で委託業者の決定等も踏まえまして、立ち上げが9月になっております。それからアンケートを実施しましたので、その結果を踏まえて12月、それとその結果から見ての方針案の検討ということで、それぞれ22年度におきましては、地域公共交通会議で方向性を出すということを目的にやっております。

1 5 番 これもまた6月でさせていただきます。余り時間とってもしゃあないもんですから。だからよう踏まえておいてください。はい。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 朝から大震災の被害にあわれた皆さんに黙禱をささげまして、思いましたんでお尋ねをするわけなんですけど、この予算に、町の施設の耐震の関連予算がどの辺にどのぐらいあるのか、23年度ですね。まず、それをお聞きしたいと思います。

企画財政課長 23年度におきまして、町施設に対する耐震に係る経費というのは計上しておりません。

9 番 していないんですね。いないんですね。いや、いるんですか、いないんですか。はっきりわからなかった、語尾が。

企画財政課長 耐震に関する経費の計上はございません。

9 番 ございませんということなんですけど、それじゃ耐震の工事をする必要のある施設はどういうふうなものがあるのか、あげていただけますか。

町 長 耐震の必要があるのは、新しい事態を見ますと、国も県も町も挙げて見直されてくるのではないかと考えております。それに対応するような知識は今持ち合わせておりませんが、しかし予算の許す範囲の中で最大限、国、県、町挙げて努力すべき課題であろうと思います。原子力一つを見ましても、私たちが今まで考えておりました想像以上のものです。したがって、阪神・淡路の経験で耐震をとったとしても、今回の地震に対応できるかと言われましても、私たちはそこまでの知識は持ち合わせてはいないというのが、残念ながらそういう実態でございます。

9 番 今、私がお尋ねをしておりますのは、阪神・淡路大震災がありましてから16年ですか、経過をいたしまして、あのときの、一番県内で身近なところで起こった大災害の記憶が大分薄らいできておると思うわけですね、私は。そういう中で、町が、学校の施設はですよ、できましたですね、大体ほぼできました。ほかに社会教育施設もありますし、産業課の施設もありますし、いろいろ施設があるわけですが、この庁舎を初めとしましてね。そういうものにどういう認識をお持ちなのか、というところが一番大事だろうと思ひましてね、お聞きをしてるわけです。自然災害ですから、このたびのテレビを見ておりましたも、防潮堤をとりましても、世界で一番立派な10メートル以上の防潮堤がさっぱり役に立たなんだということもあるわけですから。起こる災害については大きさ等はそれは予測もできませんし、これまで10年に一遍、30年に一遍、100年に一遍いう話も何回もやっておるわけですから、それはよく承知しておるんですけど、今言いま

したように基本的なところですね、町がどうお考えなのか、その辺のところをお聞きしとかんといかんとお聞きしてね。

副 町 長 もうまさしく今、議員が言われたとおりでありまして、昭和56年以前の建物等については、それら等は耐震工事の対象となってまいります。町長が申しましたように阪神・淡路の直下型の地震、また今回の地震みたいな類を見ない、未曾有の大惨事等についてのその対応は非常に難しいわけでありましてけれども、今までの関係から言いますと、今、質問議員さんが言われておりましたように、教育施設についてはそういったような対応をさせていただきました。あと残っておるのは田原小学校体育館と、こういう形になっております。庁舎を含めそういったような形の中で対応したかったわけでありましてけれども、やはり福崎町の持つておる財政力というんでしょうか、そういうものを踏まえながら、まず住民さんの要望されるものから対応していったということもあります。基本的にはそういう施設等を含めて耐震をしたいわけでありましてけれども、今後につきましては、町営住宅でありますとか、そういったようなもの、非常に危険、建物等を含めた形の中ではやっていきたいと思っております。

なお、今回住民さんに対する分野につきましては、耐震診断というような形の中で予算を組ませていただいておりますし、住民さんが持ち家というんでしょうか、居宅の耐震工事をするに当たっての補助金等につきましては、県に合わせた形、またそれらに対する上乗せ分は予算化をさせていただいております。

9 番 できるだけ、財政ももちろん限りがあるわけですから、計画的に進めていくということが大事だろうと思っておりますね。それを求めておくのが1点と、もう1点は、その耐震の工事どうこうとはちょっと角度が違うんですが、考えてみますともう5年も6年にもなるでしょうか、それこそ県のほうで自主防災組織をつくって、いわゆる共助の部分を進めていってほしいということから、各自治会に自主防災組織をつくってあると思うんですね。これの今の状況、現状は、どうなっておるのか、それをああいふ東北の、関東大震災みたいなものがありますと、私も見ておりましたが、きのうから冷たいおむすび1個だけ食べただけですよというコメントがあったり、もっとひどい状況も、本当に見ても涙が出るような、毎日涙が出るような状況の場面がテレビで放映されるわけですね。そういうときに、自主防災組織ですね、それが福崎町ではどうなっておるのか、どういうことを行政として地域にお求めになっておるのか、その辺のところは明確になっておるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

副 町 長 阪神・淡路の関係から含めまして、自主防災組織につきましてはその自主防災組織におけるその活動備品等も整備しながら、それぞれの集落において立ち上げをしていただきたいという形で推移をしてきております。その段階につきましては、最終的に1年、2年で立ち上げをしていただきたいわけでありましてけれども、もう少し時間がかかりまして、3年、4年という経過の中で全集落立ち上げをしていただき、今、活動をしていただいているところであります。

このたび、行政懇談会で各集落を回らせていただきましたですけれども、その中におきまして、福崎町の取り組み状況といたしまして、各集落における自主防災組織、再編成を含めながら見直し等をお願いするという形もとっておりますし、地域づくり推進事業については、これら、防災マップでありますとか、訓練でありますとか、そういったような対応ができますと、高率補助金の対象になる場合もありますので、我々にご相談くださいというような形をお願いしております。

9 番 資機材をそれぞれの隊で購入されて、保管がなされておるだろうと思うんですね。それはおっしゃったとおりだと思うんで、その辺まではよくわかっておるんですが、その後、先ほども言いましたように阪神・淡路大震災の記憶がだんだん薄れてくるという状況の中でね、実際に、この町内でそれぞれの自治会がどういう取り組みをされてるのかなということをお聞きですね。ですからお聞きをしてるわけですし、例えば今、副町長が答弁されましたような、見直しをお願いしておるということですが、具体的に、それじゃどういう見直しがされたんかというのをお聞きしたいのと、先ほど何か補助金がどうこうという答弁があったように思いましたがよくわかりませんので、私はその予算でお聞きをしますのは、例えば自主防災組織ですね、それぞれに幾らかでもその補助金を出して、それで進めてくださいよと、そんなにたくさん金額じゃなくてもいいと思うんですが、いわゆる動機づけになるようなことになると、自主的にやるものですから、どうしてもやりなさいと、強制してやるものじゃないと思いますので、それはそれで金額的に少しの金額でも、そういう誘い水になるような制度をおつくりいただいたら、非常に進むんじゃないかと、もちろん意識の啓発は大事なんですが、そういう意味で申し上げておまして、その辺のところのご所見もお聞きしたいと思います。

副 町 長 先ほども申し上げましたように、事務局は企画財政課で持っておるわけでありまして、各集落におきます活動で、地域づくり推進事業という事業がございます。これらに対する部分で、この防災に対する意識高揚、そういったような形の中でやっていただければ対応できる分野もあるということでありまして。それらを使った形で活動していただいております集落もでございます。今、質問議員さんからありましたように、自主防災組織の訓練活動に対する補助金は平成11年度から15年度、この5カ年でやっていただきました。こういった事柄も大切な観点であろうと思っておりますし、自主防災組織を立ち上げていただいたときの備品に対するその補助金、こういった事柄についても大切な観点であろうと思っております。それらにつきましては、研究をしていただきたいという旨は住民生活課のほうに、町長を初め私のほうからも含めましてお願いしているところであります。

住民生活課長 今、副町長が申し上げましたように、自主防災組織の育成強化につきましては、町長並びに副町長が、行政懇談会等で冒頭をお願いをしておるということで、私どものほうも区長会におきまして、自主防災組織の組織、また避難マップという形で集落のほうをお願いをしております。今現在でその組織図がこちらへ届いておるのは12集落、マップにつきましては7集落という形で今、集計をいたしております。今後においても自分の命は自分で守る、共助の精神で自主防災組織には育成強化して努めていきたいと考えております。

9 番 町長さんの答弁は、地域づくり事業を利用していただいたらということと、確認のために申し上げますと、これまで平成11年から15年ぐらいまでは補助金を出してきたということでした。それで課長さんの答弁は、12集落、30幾つあるんか知りませんが、組織が。既にマップ等が出ておるといふ答弁やなかったんかと思うんですけども、これはいつごろにそういうお話をされたもんなんかね。言いますのはね、恐らく30、自治会が33ありますから、33あるとしましよう。そのうちの12ということは約3分の1ということですね。3分の2は時間がまだかかっておると、時間がかかっておるのかとまっておるのか、その辺のところの問題なんですけども、ですから、その辺のところは、皆さんができるだけ早くそういう取り組みがきちんとできるような誘い水ですね、それで補助金も平成15年でなくなりましたらね、自分のことですから、本来は自分で守るのが当た



り前な話なんです、やはり先ほどのこの耐震の工事も同じことでしてね、行政としてはそういう町民の皆さんに安全・安心の取り組みをしていこうということになりますと、行政だけではできませんので、実際に地域のそういう自主防災の組織が活性化するという事は非常に大事なんじゃないかというふうに思うわけですね。町長のおっしゃっておられますように、自律（立）のまちづくりですね、自律（立）のまちづくりですから補助金を出しませんということやったら、それはそれでいいんですが、一つの見識ですから。私はそういうものにはそんなに多額のものでなくても、いわゆるさっきから何度も申し上げますように、誘い水にやっていただくと進みやすいんじゃないかと、こういうことを思います。いかがでしょうか。

住民生活課長 私、今答弁しましたのは、防災組織は平成14年ですべての集落に防災組織が確立をされております。その以降に再度、組織図とかということで、今いただいておるといふことでございます。

議 長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月9日の本会議2日目において、30件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いをいたします。

まず、予算審査特別委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野予算審査特別委員長 予算審査特別委員会から、3月9日の本会議で付託を受けた議案審査の報告をいたします。

まず、3月9日の本会議において設置されました本委員会は、委員長に私、副委員長に牛尾雅一議員を選任し、3月11日、14日、15日の延べ3日間、第1委員会室において付託のありました議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算についてから、議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計までの4議案について慎重に審査を行いました。審査経過並びに結果については、事務局朗読のとおりであります。審査内容等を報告して補足説明とさせていただきます。

まず、議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算については、歳入歳出それぞれ総額を75億6,300万円と、前年度比10.9%の増という、（仮称）田原幼児園建設事業費4億6,170万円を含む積極予算となっています。主な特徴、質疑のあった部分などを述べさせていただきます。

歳入において、町税のうち、長引く景気の低迷のもと、個人町民税は前年度比5,220万円減の7億8,910万円となっています。一方、法人町民税の税割が前年度の1億8,800万円から、3億2,540万円と大きく伸びている

のが特徴で、均等割と合わせた法人町民税は、前年度の2億6,620万円から4億20万円となっています。これにより、個人、法人合わせた町民税は、前年度11億750万円から11億8,930万円と8,180万円の増となっています。

特別土地保有税については、前年度の6万円から本年度は30万円となっておりますが、質疑に対し、所有者が死亡し、相続人が1月から分納しているとの答弁がありました。

地方交付税については、前年度8億8,800万円から本年度は10億1,000万円を計上しています。

使用料について、住宅使用料が土木使用料での区分となっておりますが、公営住宅への入居という性格から、民生使用料が妥当ではないかとの意見書が提出されており、検討を求めるものでありました。

エルデホールの使用料が、前年度504万円から400万円と大幅に減少している点について質疑があり、町が後援していて減免となる比率が上がってきており、平成16年度に減免規定を設け、徐々に浸透してきており、減免対象が平成19年度の32%から、年々増加傾向で22年度は49.7%という実績になっているとの答弁がありました。

国庫補助金で、理科教育等設備整備補助金の減額について質疑があり、国の事業見直しにより基準額が減額となったことによるものであるとのことでした。

県補助金で、木造公共施設等整備事業補助金1,700万円について質疑があり、(仮称)田原幼稚園の内装の壁面、床面に県産木材を使用することに充当するものとの答弁がありました。

財産収入では、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会の解散により、町の出捐金、返戻金2,500万円を計上しています。

歳出に移ります。

歳出での主な新規事業、拡充施策について、また23年度予算の目の変更を行ったものについて資料提出がありましたので、ご参照ください。

総務費で女性委員会について質疑があり、任期を要綱で1年とし、再任を妨げないこと、区長を通じて選任いただいていること、本年度は会議の開催を5回予定していることなどの答弁がありました。

職員、福利厚生に要する経費について質疑があり、町単独施策であるが、1人1万円の経費負担分とともに、駐車場に借り上げている用地の負担を、職員と町とで折半することとしているための経費であるとの説明がありました。

庁舎修繕料300万円については、3階の照明を省エネタイプのものに取りかえるほか、緊急分を計上したものとの説明がありました。

民生費。社会福祉費では、戦没者追悼式について22年度は町、遺族会共催でありましたが、本年度から遺族会の主催に移行するとのことでありました。

デマンド型交通運行を半年間行う予定であります。コース等は未定でこれから設定していくとの説明でありました。

子ども手当の支給内訳について資料提出がありましたので、ご参照ください。

保育所費では、正規職員の増員を要望する意見が委員からありました。園児送迎用バスについては42名が利用しており、年度当初に希望があれば運行するとの答弁がありました。

私立保育所整備補助金9,686万7,000円については、22年度に姫学保育園が耐震補強工事を予定していましたが、これを取りやめ、23年度中に改築のための設計工事を行うことになったことによるもので、現時点では図面等の

資料は未整備とのことであります。

学童保育については、指導員に主任1名を配置すること、指導員は30人までは2人、30人を超えると3人の体制とすること等の説明がありました。八千種地区の児童について、県民交流広場事業でも対応できるよう、教育委員会としても支援していきたいとの答弁がありました。

(仮称)田原幼稚園の建設工事で4億5,000万円、一般備品購入費で800万円が計上されています。

保健衛生総務費では食育の推進に、現在75名の会員のいずみ会とも連携を強め、町長を先頭に積極的に取り組んで行くとの説明がありました。食育計画は4月以降の早い時期に印刷を終え、概要版は各戸に配布する予定であると聞きました。

予防接種のヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの同時接種で、全国で5名の死亡例があり、接種を見合わせていると聞きました。

清掃費。ごみ処理費では、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料280万円を計上しており、リサイクルの推進を含めての計画書としたいと聞きました。

農業振興費では、調査設計委託料として道の駅のための予算が置かれています。

野生動物保護さく材料1,980万円が計上されており、延べ延長9,900メートルで田口、板坂の地元区で設置していただくというものであります。

倉谷下池の工事概要として、上池と下池を一つにして整備しようとするものとの説明がありました。

緊急雇用対策費では、産業課資料21ページの事業メニューで、34名の雇用を図ろうとするものとの説明がありました。

土木費。道路新設改良工事費の南田原交差点改良工事負担金1,650万円については、県道三木宍粟線の拡幅のための用地費に充当するものとの説明がありました。

まちづくり事業費の福崎駅周辺整備検討委託料では、甘地福崎線のルート、駅前広場の協議のための基本計画案をつくらうとするものであるとの説明を受けました。

住宅耐震改修工事費補助金150万円は、本年度新たに設置したもので、1件当たり県の補助に町が限度額30万円の補助を上乗せして行おうとするものとの説明がありました。

教育費。中学校費の教育振興費のクラブ活動費扶助、生徒会費扶助、PTA会費扶助は、準要保護者への町単独で新たに国のほうで扶助項目が示されたことを受け、扶助をすることとしようとするものとの説明がありました。

図書館費、子どもの読書推進計画策定委員会については、2001年制定の法に基づくもので、当町は義務づけられていませんが、策定していく方向で検討しているという説明がありました。

社会教育費、辻川界限文化振興費の柳田國男50年祭事業委託料1,170万円について、資料により説明を受けました。

文化財保護費、三木家住宅保存整備費として3,630万7,000円が計上されています。

委員会として、姫ヶ池整備事業、倉谷下池整備事業、三木家住宅保存修理工事、野生動物保護防護さく設置箇所として田口・板坂区、町道西治長野線改良事業を含め、西治地区県営ほ場整備事業の現地視察を行いました。

本会議でもありましたが、本委員会でも委員から、予算説明資料として住民が見てわかりやすい記述のものへの改善を求める要望がありました。項目ごとの特

徴、新規事業、拡充した内容などを体系的に箇条書きで要点をまとめた資料の作成について、積極的な検討、推進を求める内容であります。

採決の結果、本委員会は全員賛成で本案について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ総額を19億350万円とするもので、主な改正点として、1、課税限度額を医療分で1万円、後期高齢者支援金分1万円、介護納付金2万円を引き上げることとしています。2、外来療養に係る高額療養費の支払い方法を限度額認定証によって現物給付化する。3、保険者レセプト管理システム導入として、レセプトの電子化、オンライン化が本格実施されるなどが挙げられます。

委員から、所得割の改正を見込まず、限度額引き上げのみを行うとしている点についての質疑があり、税務課長から、毎月の勤労所得統計を参考に試算したが、就労時間は伸びたが賃金は変わらずとの内容から、所得割を据え置くこととしたとの答弁がありました。また、限度額を引き上げたのに前年度より保険税の予算額が下がっている点について質疑があり、所得割での落ち込みの影響であるとの答弁がありました。委員から、外来の高額療養費の支払いの現物給付化について周知し、参加できる医療機関を多くしてほしいがどうかとの質疑がありました。限度額認定証は1年間有効で、交付は本人申請なので周知を図りたいとの答弁がありました。また、予防を充実することで医療費の抑制につなげてほしいとの意見もありました。これに対し、健康教室を町を挙げて取り組んで行きたいとの答弁がありました。交通事故等による第三者行為損害賠償金について、実際より少ないと考えられるので、精査してチェックを月おくれの請求や初診料、投薬などとともにレセプトのオンライン化を生かして強めるべきではとの質疑もありました。3カ月に1度並べかえて縦覧チェックしており、投薬過多などが一目瞭然となる。さらに委託業者と協議して努めたいとの答弁がありました。

採決の結果、本委員会は全員賛成で本案について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれの総額を2億970万円とするもので、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、本委員会は全員賛成で本案について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出それぞれ総額を12億5,460万円とするものであります。

一般管理費で、介護保険事業計画改定委託料380万円が計上されており、本年度は平成24年度から26年度までの3カ年の計画を策定することとなっています。施設入所者を除く65歳以上の方に、老人会を通じてアンケート調査を各戸配布して実施すると聞きました。委員からは、特養待機者について質疑があり、毎年6月に全国調査が行われており、福崎町では64人との答弁がありました。介護一次予防施策事業費の地域介護予防活動補助金で、ふくろうの会16地区、ふれあい喫茶21地区で取り組まれており、これらの拡充を求める意見も出されました。

採決の結果、本委員会は全員賛成で本案について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算審査特別委員会からの補足説明といたします。

議

長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 50 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
予算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。  
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。  
事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 失礼します。

常任委員長 総務文教常任委員会から、報告いたします。

付託案件、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 13 号、議案第 14 号の 8 件について慎重審議いたしました。

審査の結果は事務局が朗読のとおり、全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

平成 23 年 3 月 9 日、議会本会議において付託された案件につき、3 月 16 日に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

議案第 3 号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、数字の確認が主なものでした。

議案第 4 号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、条例についての質疑はありませんでした。

議案第 5 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、算出方法について質疑があり、本来の基準に戻すとのことでした。

議案第 6 号、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、省く理由について質疑があり、国の基準や他市町の様子を考えたとのことでありました。

議案第 9 号、福崎町債権管理条例の制定について、保証人への督促の件について質疑があり、条例には定めないが適宜督促を進めるとのことでした。

議案第 10 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、議案に対する質疑はありませんでした。

議案第 13 号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、料金のことでの質疑があり、町の財産となったので町民の方々に披露するため当分の間無料にするとのことでした。

議案第 14 号、平成 22 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）については、数字の確認が主なものでした。

付託案件 8 件について、委員全員の賛成により原案のとおり可決することに決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野民生常任委員長 民生常任委員会から、3月9日の本会議で付託を受けた議案審査の報告をいたします。

3月17日、第1委員会室において、町長、副町長、住民生活課長、健康福祉課長、水道課長、水道課参事、係長の出席のもと委員会を開き、議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例についてから、議案第30号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計予算についてまでの12議案と、請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書の請願1件については、紹介議員の富田昭市議員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例については、平成20年4月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正、施行となり、後期高齢者医療事業特別会計に移行しましたが、改正前の平成20年3月までの医療費での、月おくれ請求や過誤調整による請求の時効期限が3年間であるため、老人保健事業特別会計を平成23年3月31日まで設置する義務がありました。平成22年度中に老人保健事業会計で残っていた、交通事故による第三者行為による精算を終え、老人保健事業特別会計を廃止しようとするものであります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法の一部を改正する政令の改正に伴い、町条例の附則で、出産育児一時金の支給額を平成21年10月から平成23年3月末まで35万円から39万円に引き上げていましたが、今回の改正は平成23年4月以降について恒久的に条例第10条で39万円に変更しようとするものです。引き上げ額4万円の財源が平成23年度から国庫補助が2分の1の2万円から4分の1の1万円となり、残り3万円の3分の2の2万円は一般会計から繰り入れ、3分の1の1万円は保険料で賄うというものです。なお、ただし書きの規定は、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は3万円を追加するというもので、42万円となります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、福崎町営住宅のうち西野団地1戸、馬田団地1戸、西野団地の1戸を取り壊したため、本条例を改正するものであり、平成23年4月1日から施行しようとするもので、改正後の総戸数は162戸となります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、旧長野清掃員詰所、車庫を整備し、第2防災備蓄倉庫とするためのものであり、採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2

号)については、既定の歳入歳出それぞれに3,050万円を追加し、歳入歳出それぞれ18億4,534万円としようとするものであります。歳出の大部分を占める保険給付について、3月から12月は実績、1、2月に推計し、実績見込みによる補正を行おうとするものであります。全被保険者数は、4月の4,822から1月では4,732人と90人減少したとこのことであります。本年度も高額療養費が多く、1件80万円を超えるものが12月までで140件、うち300万円を超えるものが7件あったと報告されました。保険給付費全体では5,710万円の増額、共同事業拠出金1,274万6,000円の減額、基金積立金1,200万円の減額などが主なものであり、歳入では保険税で景気の低迷による所得の減少等により、現年度分、過年度分合わせて625万円の減額のほか、国庫支出金1,650万5,000円の増、療養給付費交付金2,561万3,000円の増、共同事業交付金2,184万8,000円の減、繰入金で一時金、一般会計繰入金は583万1,000円の減、国保財政調整基金繰入金の1,800万円の増などが主なものとしてあげられます。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出のそれぞれの総額に645万5,000円を追加し、歳入歳出のそれぞれの総額を1,061万5,000円としようとするものであります。補正の内容の主なものは、交通事故による第三者行為1件の賠償金645万4,000円と過誤による医療費返還金1,000円の歳入があり、歳出で一般会計へ繰り出し、その後国、県、支払基金等にルール分の負担金を返還しようとするものであります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出から817万3,000円を減額し、歳入歳出のそれぞれの総額を1億9,792万円としようとするものであります。補正の内容は、歳入で被保険者数の減少に伴う保険料の減収が主なもの、歳出では事務費、後期高齢者医療広域連合納付金の減となっています。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、既定の歳入歳出からそれぞれ2,774万円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を12億140万円としようとするものであります。減額の主な要因は、11月に開設予定の小規模多機能型居宅介護施設の開設が3月におくれたこと等により、地域密着型介護サービス給付費で3,033万円の減額としていることであります。被保険者数は、前年度12月4,441人から、本年度12月4,473人と32人増で、高齢化率は1月で23%となっています。介護認定者数は、前年度12月744人から、本年度12月762人と18人の増加、そのうち要支援1、2及び要介護1までの軽度な方が21人増加しているとの報告がありました。給付費の補正で主なものは、ほかに居宅介護サービス給付費で、通所サービス、短期入所の利用が伸びて増額補正する一方、施設介護サービス給付費は、利用者の死亡等で減少し、対前年度比98.6%となる見込みから、2,399万円の減額としています。歳入は、サービス給付費の減額により、国、県等からの負担金を減額補正し、財政調整基金からの繰り入れを1,820万円増額しようとするものであります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について

は、実績見込みによる補正を行うとするもので、収益的収入を1, 107万7, 000円減額し3億5, 596万7, 000円に、また収益的支出を1, 323万6, 000円減額し3億4, 118万5, 000円に、また資本的収入を8, 359万6, 000円減額し1億2, 060万7, 000円に、資本的支出を1億4, 598万2, 000円減額し2億4, 937万円としようとするなどなどが主であります。全体として、実績見込みによる補正であります。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)については、収益的収入を57万円増額し2, 643万1, 000円に、収益的支出を401万6, 000円増額し2, 742万7, 000円に、資本的収入4, 763万5, 000円を減額し2, 716万5, 000円に、資本的支出を3, 445万8, 000円減額し5, 554万2, 000円にしようとするなどなどが主なものであります。いずれも入札減によるものと、実績見込みによるものとの説明がありました。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、平成23年度福崎町水道事業会計予算については、業務の予定量で給水戸数7, 400戸、年間給水量251万5, 000立方メートル、1日平均給水量6, 870立方メートル、主な建設改良事業として下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

委員から、前年度より給水戸数が10戸ふえるのに、給水量が日平均でも前年度の6, 900立方メートルから30立方メートルの減少ということについて、どうかの質疑があり、近年、水使用量に減少傾向が見られ、この間の住民の節水意識の向上などが考えられるとの回答がありました。収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益が3億6, 462万4, 000円で前年度比0.7%の減、支出では水道事業費用が3億3, 772万7, 000円で前年度比4.8%の減です。資本的収入及び支出の収入では1億6, 644万7, 000円、前年度比18.5%の減、支出では3億1, 324万8, 000円で前年度比20.8%の減となっています。

採決の結果、委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計予算については、業務の予定量として、給水事業所数29事業所と前年度と同じですが、年間給水量56万立方メートル、前年度の56万7, 000立方メートル、1日平均給水量1, 530立方メートル、前年度は1, 550立方メートルでありましたから、減少しております。収益的収入及び支出の収入、工業用水道事業営業収益は2, 280万円で前年度比6.0%の減、支出の営業費用2, 362万2, 000円、営業外費用は65万円となっています。

採決の結果、委員全員の賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書については、採決の結果、委員全員の賛成で採択すべきものと決定しました。

議員各位のご賛同を各議案、請願についてよろしくお願いいたします。

これをもって委員会からの報告といたします。

議長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたし



ます。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から、3月9日の本会議において付託を受けた議案第19号、議案第20号、議案第27号及び議案第28号の議案4件と請願第2号の1件について慎重審議をいたしました。

審査の結果は、事務局の朗読のとおりであります。

審査の経過について補足説明をいたします。

去る3月18日、第1委員会室において、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、委員会を開きました。

議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、総額を2億6,221万円とするものです。主な内容は、処理施設などの経年変化により機械器具の損傷等で板坂、鍛冶屋、余田、八千種の各処理場の修繕に要する確定見込みの費用500万円の補正です。委員から、修繕料が当初の600万円に500万円が増額されているが内容は、との問いに、当初は6施設各100万円の予算を計上していたが、ポンプ類の経年変化で傷みがひどく、修理を行ったほか、スクリーンオーバーホール、流量調整槽の集中攪拌機の交換などとの答弁でした。

議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、下水道事業費を主に実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,480万円を減額し、総額15億3,606万6,000円とするものです。繰越明許費は、下水道事業費の公共下水道事業3億7,667万円で、主な内容は水質保全下水道事業で浄化センター水処理施設の3系、4系で機械電気設備工事に2,750万円、公共下水道事業では田原汚水中継ポンプ場建設工事に1億1,300万円、特環下水道事業では中島地区の下水道面整備工事、またこれに伴う水道移設補償費に6,778万円、雨水事業では川すそ雨水幹線渠工事(その4)、ヤゴ雨水幹線工事(第2工区)、中島井ノ口線道路改良工事の雨水部分の合計で4,675万円、未契約工事で1億2,164万円、合計3億7,667万円となるものです。委員から、浄化センター管理費1,500万円の減額理由はとの問いに、汚水量の伸びを見ていたが、現実的にはその伸びが穏やかであったとの答弁でした。

議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算については、農業集落排水事業における6処理区域内の接続率が徐々にですが上昇しており、個別排水処理事業とともに管理運営のほうも安定して推移しているとのこと。歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億5,530万円とするもので、前年度とほぼ同額となっています。一時借入金の最高額は1億5,000万円とします。委員から、基金残高は幾らかとの問いに、22年度末で1億1,741万6,529円の見込みであるとの答弁でありました。また施設ごとの運営費の額はとの問いに、板坂790万1,000円、鍛冶屋903万3,000円、余田1,065万9,000円、大貫1,403万4,000円、田口562万2,000円、八千種1,106万円との回答でありました。

議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算については、

面整備の拡大とともに増加する汚水流入量に対応するため、3系及び4系列の水処理施設の電気機械設備工事を進め、平成23年度末には日最大処理能力を8,400立方メートルに引き上げようとしています。歳入歳出予算の総額はそれぞれ18億4,440万円とするものです。債務負担行為については、浄化センター汚泥処理施設整備事業で、期間は平成24年度、限度額は1億8,800万円としています。地方債については、公共下水道事業で限度額を7億1,120万円とするものです。一時借入金については、借入の最高限度額を10億円と定めています。委員から、公共下水道事業基金繰入金で取り崩しの目的はどの問いに、工事費の5%を充当するほか受益者負担金が不足する場合の充当と、一括納付報償金、財産区への繰出金があるとの答弁でありました。

請願第2号、T P Pの参加に反対する請願については、質疑はありませんでした。

以上で付託案件につき慎重に審査の結果、議案第19号、議案第20号、議案第27号及び議案第28号については、原案のとおり全員賛成で、可決すべきもの、請願第2号については、採択すべきものと決定しました。

議員各位のご賛同をいただけますようお願いし、産業建設常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第3号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決す

るであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第8号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 8 号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 9 号、福崎町債権管理条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 9 号、福崎町債権管理条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 10 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 10 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 11 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 11 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 12 号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 12 号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決する  
であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決する  
であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第14号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、本  
案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2  
号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決する  
であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第2  
号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算について、討論がございましたらどうぞ。
- 1 5 番 失礼いたします。  
私は議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算について、次の2点について反対の立場で討論します。  
まず、民生費、社会福祉総務費、委託料のうち、公共交通総合連携計画策定業務委託料、並びにデマンド型交通実験運行委託料についてであります。  
23年度での事業内容は健康福祉課資料4ページにあり、平成22年度にまとめた公共交通再編方針を受け、公共交通運行計画を策定、また実験運行計画をまとめ、平成23年度後半で実験運行の実施、この実験運行計画実施に伴う町民懇談会の開催などとなっています。確かに平成22年度においては、町民の移動実態の把握のため生活、学業、業務などの移動や移動手段などについてのアンケートがなされ、その結果が、新たに組織され3回にわたり開催された福崎町地域公共交通会議に報告され、またデマンド交通について資料説明もなさ

れているようです。

しかし、一つ目は、何のための交通、公共交通の再編なのか、その目的が明確に示されていない、あやふやな中でのアンケート実施や福崎町地域交通会議の開催となっている。

二つ目、22年度では再編方針をまとめるとなっているが、本日現在、その報告がなされていない。年度内に報告されたとしても、結局コンサルへ丸投げの報告書になってしまう。

三つ目、将来にわたっての町民の日常生活の足とするのであれば、町民には交通に強い住民、交通弱者と言われる住民などさまざまな中で、だれを対象とするのかがあやふやである。あくまで、経費の無駄遣いと言われている現行の巡回バスに取ってかわる、本当の意味での交通弱者への日常生活の足となる交通再編であるべきである。

四つ目、そのためには、交通弱者と言われる障害者や65歳以上の町民を対象に、どの施設にどの程度の頻度で移動したという移動の希望をきちっと再アンケートすべきである。

五つ目、実験運行計画実施に伴う町民懇談会の開催は、順序が逆である。

このような不十分な取り組みの現状において、平成23年度での実験運行の計画策定、実験運行は準備不足の暴挙であり、コンサル任せの税金の無駄遣いとなる可能性が高い。

もう1点は、同じく民生費、養護老人ホームの調理業務委託に係る債務負担行為についてであります。3年ごとの委託契約が平成23年度で終了となる中で、平成24年度から3年間の事業費が、限度額5,400万円、健康福祉課資料5ページにその業務委託の仕様が示されていますが、そもそもこの施設の調理業務委託は、委託開始時から委託料についての明確な積算根拠が示されていない中での委託契約となっており、このたびの債務負担の限度額についても、明確な算出根拠の説明がなされていない。仕様書が同じようで、6人の人件費で1,360万円から1,636万円、約276万円の増額は余りにも大きいと思います。今、給食センターや役場関連の職種の職員の方々、前年度対比や他の業務の対比を企画財政課長さんや総務課長さん、また調理師さんの考え方などを聞いたかったのですが、時間の都合もあり、また、とりあえず11月29日の臨時議会の56号、57号議案議決も含め、今回は各関係機関、協力をいただき、考え直すべきであると考えます。したがって、この予算での債務負担5,400万円は、その当初の契約額を踏襲しているだけであり、経費節減などへの取り組みが、その意欲、全く感じられません。現行の契約からしても、債務負担限度額は5,000万円程度とすべきである。大体1,660万円×3、3年ということでございますけれども。

以上の点から、私はこの平成23年度一般会計予算は不十分な予算であり、認めるべきでないと考えます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

議長 賛成討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)



議 長 起立多数であります。  
よって、議案第 23 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
3 番 今、決定されました平成 23 年度福崎町一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。  
議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 52 分  
再開 午前 11 時 53 分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
この際、御報告申し上げ、お諮りをいたします。  
先刻、議案第 23 号に対し、宮内議員ほか 1 名から動議が提出されました。それらはお手元に配付したとおりであります。  
お諮りをいたします。動議の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、宮内議員ほか 1 名から提出された動議の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。  
それでは、動議について事務局に朗読させます。  
(書記朗読)

議 3 長 朗読が終わりましたので、さらに動議の提出者に説明を求めます。  
3 番 失礼いたします。  
詳細なる説明は、朗読をもってさせていただきます。  
議案第 23 号、平成 23 年度福崎町一般会計予算に対する決議。  
本予算案を予算審査特別委員会で審議中の 3 月 11 日午後 2 時 46 分に、三陸沖を震源とする巨大地震が発生、それに伴う想定以上の大津波が東北から関東の東岸を中心に来襲し、特に岩手県から茨城県の太平洋沿岸に甚大なる被害をもたらし、多くの人命が奪われました。各種のインフラから原子力発電所、工場、個人住宅まで大きな被害を受け、その被害額は、いまだに概略すらはじき出すことができない状況です。これらの復興事業や各種の補償には莫大な費用が予想されます。国の財政においては大型の赤字国債の発行で、平時でさえ各事業の財源確保が綱渡りの中、今日現在、平成 23 年度予算関連のめどがたっていません。今後は震災復興が優先されることに伴い、平成 23 年度の国家予算がどのように経緯するか、さらに平成 24 年度以降の予算がどうなるか、全く不透明です。このような状況下、福崎町としての財政を守るため、この平成 23 年度一般会計予算の執行に当たり、福崎町長は下記の事項について留意し、事業を執行すべきである。  
1、不急の事業を見直し、また経費などの歳出削減に努めて、できる限り財政状況を悪化させない手段をとること。  
2、県を初めとして関係自治体の動向を見定め、最大限効率的、効果的な成果が得られるよう努力すること。  
以上、決議する。平成 23 年 3 月 24 日、福崎町議会でございます。  
皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。  
議 長 これより動議に対する質疑に入ります。

それでは、平成23年度福崎町一般会計予算に対する附帯決議の動議の提出についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、平成23年度福崎町一般会計予算に対する附帯決議の動議の提出について、  
討論を行います。  
討論がございましたらどうぞ。  
ございませんか。

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第23号に対する動議について、賛成の方は起立願います。  
(起立少数)

議 長 起立少数であります。  
よって、議案第23号に対する動議は否決されました。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次、議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、  
本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、  
本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第29号、平成23年度福崎町水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、平成23年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第30号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第30号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、請願第1号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

次、請願第2号、T P Pの参加に反対する請願について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

請願第2号、T P Pの参加に反対する請願について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、請願第2号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

#### 日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

議案第31号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、並びに先ほど採択されました請願第1号及び請願第2号に関する意見書案が、所定の手続を終えて議長あてに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第5号)についての議案1件、並びに先ほど採択されました請願書に関する意見書案2件の計3件を議題とすることに決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後1時04分

再開 午後 1 時 0 6 分

◇

- 議 長 それでは、会議を再開いたします。
- 町 長 それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
- 議 長 先刻は、当初に提案いたしました議案すべてに可決いただきまして、本当にありがとうございました。
- 追加議案第 31 号について、述べさせていただきます。
- 去る 3 月 11 日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード 9.0 を記録し、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害を発生いたしております。犠牲になられた方々、並びに遺族の方々に心から哀悼の意をあらわしたいと思います。そして被害にあわれた皆様に心からお見舞いをいたしますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしたいと思っております。
- こうした事態に対しまして、本町としても町民の皆様には救援物資の提供をお願いするとともに、3 月 18 日には 4 名の職員が岩手県遠野市に向けて出発し、救援物資を届けてまいったところでございます。今後におきましても、被災地への救援物資の支援や職員の派遣など、でき得る限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。
- あわせまして、被災された皆様の生活支援や復興支援に少しでも力になればとの思いから、災害見舞金を送付することとし、追加議案として補正予算を提案いたしましたところであります。
- 詳しい内容の説明につきましては担当課長が行いますので、ご審議を賜り、原案どおりご賛同賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。
- 議 長 ただいま、上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。
- それでは、議案第 31 号、平成 22 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）について、事務局に朗読させます。
- （書記朗読）
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。
- 企画財政課長 失礼いたします。
- 議案第 31 号について、ご説明申し上げます。
- 本補正予算につきましては、町長から説明がありましたとおり、このたびの大震災により被災された皆様の生活支援や復興支援として災害見舞金を送付するため予算計上するものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に 200 万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 74 億 9,260 万円とするものでございます。歳出は事項別明細書 3 ページ、4 ページをお開き願います。
- （以下、事項別明細書朗読説明により省略）
- 以上が議案第 31 号の内容でございます。
- よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。
- 議 長 次、意見書案第 1 号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について、事務局に朗読させます。
- （書記朗読）
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員石野光市君から求めます。
- 石野光市議員 それでは、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書案について、朗読して趣旨説明にかえさせていただきます。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ減少することによって引き起こされ、頭痛、目まい、耳鳴り、倦怠感等多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴をもっている。

脳脊髄液減少症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療負担に患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、昨年8月に中間目標数が達成された。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、喫緊に診断基準を定め、来年度中には診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法として確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を学校災害共済、労災、自賠責保険の対象とすべきである。

よって、政府におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現されるよう下記項目によって強く要望する。

1、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、23年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。

2、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、23年度にブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用すること。

3、脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ）療法等を災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する、であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 長 次、意見書案第2号、TPPの参加に反対する意見書について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員北山孝彦君から求めます。

北山孝彦議員 失礼します。

TPPの参加に反対する意見書案について、朗読をもって説明とさせていただきます。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築をめざす」と表明し、そのための検討を行っています。

TPPは、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、我が国の食料自給率は40%から14%に急落し、アメリカの生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4.1億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質GDPが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。北海道庁の試算でも、北海道経済への影響額は2兆1,254億円に及び、農家戸数が3万3,000戸も減少するとしています。

このように、重要な農産品が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている

食料自給率の向上とT P P交渉への参加は絶対に両立しません。

今、求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の主旨から次の事項を実現するために、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

1、「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P)に参加しないこと。

平成23年月日。兵庫県福崎町議会、内閣総理大臣、農林水産大臣。

議員各位に賛同をお願いし、よろしく申し上げます。

議 長 はい、どうぞ。

北山孝彦議員 すみません、訂正します。

先ほど「アメリカ」と申しましたけれど、「米」の間違いであります。失礼しました。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それではこれから質疑を受けてまいります。

議案第31号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 このたびの東日本大震災に、見舞金を町として出されることには異議はないわけですが、まず2点、この200万円という積算の根拠、並びにこの200万円の見舞金をどのルートを通じてどのようにどこへ届ける予定であるのかについて、お尋ねいたします。

総務課 長 まず、この200万円の根拠でございますが、周辺市町でも見舞金をされてるところがございます。そういったところも勘案しながら200万円ということにさせていただきました。

それから、どこにこの見舞金を送るかということでございますが、今、本町が考えておりますのは、兵庫県町村会が一つでございます。それからもう一つ、公的な義援金の募集の箇所がございます、兵庫県もやっております。この二つのどちらかに振り込みたいというふうに思っております。

8 番 それと、財源の根拠なんです、普通の場合、見舞金というのは、通常の会計ですと予備費から出すようなものが考えられますが、今回、町民税、法人税が200万円増ということをつけておられます。本日、一般会計の補正で町民税も1億3,500万円増額になったばかりでありまして、ということは、実際にはこれに対してまだかなり余裕があったと、補正(第4号)につきましてね、ということになるわけですが、その点を確認、まだ十分にこの法人税に対しては余裕があると、とりあえず1億3,500万円、4号で補正して5号で出てきたということになるわけですか。その点だけを確認させていただきます。

副 町 長 まず、予備費充用でありますけれども、これはもう歳出項目を変えるだけの話でありまして、そうではなしに、きちっとした形の上で、歳出目的を定めた上で上げさせていただいたということでもあります。また、財源の税割の関係につきましても、1月決算を打つ場合におきまして、3月納付という形になりますので、それらがある程度確定した形の中での分野であります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、意見書案第1号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、意見書案第2号、TPPの参加に反対する意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。  
これから、討論・採決に入ります。  
議案第31号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第31号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、意見書案第1号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
意見書案第1号、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、意見書案第2号、TPPの参加に反対する意見書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
意見書案第2号、TPPの参加に反対する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

#### 日程第4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査申出であります。  
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。  
(書記朗読)



議 長 朗読が終わりました。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり許可す  
ることに決定いたしました。  
以上で、本定例会第3日目の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでした。

散会 午後1時37分

議 長 また、明日からは一般質問ですので、よろしくお願ひいたします。  
引き続きまして、全員協議会を午後1時45分から開きますので、第1委員会  
室にご参集ください。